

厚生委員会議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 9 日

件 名	頁
1 第 9 8 号議案 足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(衛 生 部)

第 9 8 号議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 9 日

件 名	足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例				
所管部課名	衛生部 足立保健所 生活衛生課				
内 容	1 概要 (1) 国の「公衆浴場における衛生等管理要領等について(平成 1 2 年 1 2 月 1 5 日付け生衛発第 1 8 1 1 号厚生省生活衛生局長通知) 別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針」が令和 6 年 1 2 月 1 8 日付けで改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用された。 (2) 浴槽水の水質基準等について、東京都の改正時期に合わせ、当区も条例の一部を改正する。 2 改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） (1) 浴槽水の水質基準項目（※ 1）の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大腸菌群数は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。</td><td>大腸菌数（※ 2）は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。</td></tr> </tbody> </table> ※ 1 足立区公衆浴場法施行条例で定めている浴槽水の水質基準項目は、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群数、レジオネラ属菌。 ※ 2 大腸菌群数よりの確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数に見直された。 (2) 浴槽水の検査方法について定める旨の追加 浴槽水の検査方法について、国の指針に基づき「足立区公衆浴場法施行条例運用基準」に定める。 なお、保健所において、各施設の水質検査を年 1 回実施している。 3 施行年月日 令和 7 年 1 2 月 1 日 4 今後の方針 条例改正の可決成立後、すみやかに文書で対象施設への周知を行う。 なお、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部には、改正案について説明済み。	改正前	改正後	大腸菌群数は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。	大腸菌数（※ 2）は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。
改正前	改正後				
大腸菌群数は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。	大腸菌数（※ 2）は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。				

足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区公衆浴場法施行条例 平成24年3月28日条例第16号 (趣旨) 第1条から第3条まで (省略) (衛生及び風紀に必要な措置等の基準) 第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)から(31) (省略) (32) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。 ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア及びイ (省略) ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 エ (省略) (33)から(42)まで (省略) 2及び3 (省略) 第5条及び第6条 (省略)	○足立区公衆浴場法施行条例 平成24年3月28日条例第16号 (趣旨) 第1条から第3条まで (現行のとおり) (衛生及び風紀に必要な措置等の基準) 第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)から(31) (現行のとおり) (32) 浴槽水の水質基準は次のとおりとし、区長が指定する方法により水質検査を行うこと。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア及びイ (現行のとおり) ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 エ (現行のとおり) (33)から(42)まで (現行のとおり) 2及び3 (現行のとおり) 第5条及び第6条 (現行のとおり) 付 則 (令和7年 月 日条例第 号) 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。